

第六十一回国
参議院内閣委員会
會議録第四号

昭和四十四年二月二十五日(火曜日)
午前十時五十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君
理事 石原幹市郎君
柴田 榮君
北村 暢君

委員 源田 実君
玉置 猛夫君
長屋 茂君
山本茂一郎君
村田 秀三君
中尾 辰義君

國務大臣 外務大臣 愛知 揆一君
建設大臣 坪川 信三君
國務大臣 床次 徳二君

政府委員 宮内庁次長 瓜生 順良君
建設大臣官房長 志村 清一君

事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

本日の會議に付した案件

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。愛知外務大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案におきましては、まず、儀典長一人を新設することとしております。近年外国要人の国賓、公賓等としての接遇及び在京大使の接受等の事務がますます増加しておりますが、これらの事務は、相手国に対する外交上の儀礼に関する外務省独特の事務であり、諸外国におきましても、それぞれ外務省に格別、資格のきわめて高い儀典長を置いております。しかるに、これまで外務省には政令職である儀典官三人が置かれていたにすぎませんでしたので、今後、外務大臣に直屬する高位の職として儀典長を外務省に置くこととし、増加する外交上の儀礼に関する事務を総括整理せしめんとするものであります。

次に、在外公館の名称と位置を別表で定め、現行の在外公館の名称及び位置を定める法律を廃止することとしております。これは、内閣の重要施策たる行政改革計画に盛り込まれている法律の統廃合を推進せんとするものであります。また、これにより在外公館の種類別、地域別に五十音順に配列し、体系的に整理したものであります。

さらに、この法律案においては、在南イエメン及び在モリシアスの各大使館並びに在アンカラ、ジ領事館の新設を規定いたしております。南イエメン及びモリシアスは、それぞれ最近独立した国であり、これらと外交関係を設けるためのものであります。また、近年わが国とアラブカ州との間の経済関係が著しく増進したことに伴い、同地に領事館を設け、わが国の利益を保護せんとする

ためのものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(八田一朗君) 宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。床次総理府総務長官。

○國務大臣(床次徳二君) ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

改正の第一点は、臨時皇居造営部を廃止することでありまして、臨時皇居造営部を廃止することにより、これに関する閣議決定に基づき、両陛下のお住まいの造営、新宮殿の造営及び皇居東側地区の整備を目的として、昭和三十五年から着手いたしました、両陛下のお住まいは昭和三十六年十一月に完成し、新宮殿は昭和四十三年十一月に落成、また、皇居東側地区も一応の整備を終わり、昭和四十三年十月から皇居東御苑として一般に公開されるに至っております。したがって、皇居造営事業はここに完了し、その目的を達しましたので、この際、臨時皇居造営部を廃止しようとするものであります。

改正の第二点は、下総御料牧場の名称及び位置を改めることでありまして、現在、下総御料牧場は千葉県成田市三里塚地区に所在いたしましたが、昭和四十一年七月の閣議決定により、新東京国際空港が同地区に建設されることになったため、同牧場は栃木県に移転することとなりました。これに伴いまして、下総御料牧

場の名称を御料牧場に、位置を栃木県に改めようとするものであります。

なお、新牧場の建設業務は、新東京国際空港公団によって進められており、本年秋ごろには移転の予定であります。現時点において移転の期日を確定いたしかねますので、牧場に関する改正規定の施行日は、別途政令で定められるようお願いいたします。

以上がこの法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(八田一朗君) 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。坪川建設大臣。

○國務大臣(坪川信三君) ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

近年、社会経済は目ざましい発展を続けるとともに、土地利用はますます高度化しつつありますが、このような状況下にあつて、国土全体の有効利用をはかるため、長期的かつ計画的な国土開発の必要性がいよいよ高まっております。

現在、地方建設局の企画室は、国土計画及び地方計画に関する調査、土木工事に関する技術及び管理の改善に関する事務等を所掌しておりますが、このような社会経済の進展によつて、これらの事務の量は著しく増大し、その内容も複雑化するに至っております。

そこで、今回、八地方建設局のうち、業務量の多い関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建

設局及び九州地方建設局について、その企画室の組織を部制にして強化し、これに当たることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。以上。

○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 国際連合の協力を得てアジア諸国にお

ける統計の改善発達を図るために行なわれる統計に関する研修の実施を目的として日本国に設置される研修機関において行なわれる研修の実施に関する協力を行なうこと。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「行」を「行なり」に、「中央矯正研究所及び地方矯正研究所」を「矯正研究所」に改め、同条第三項中「中央矯正研究所及び地方矯正研究所」を「矯正研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び」に改め、同条第二項中「中央矯正研究所」を「矯正研究所」に、「置き、地方矯正研究所の名称及び位置は、別表一の通りとする」を置くに改め、同項の次に次の一項を加える。

法務大臣は、必要があると認めるときは、矯正研究所の支所を置くことができる。

別表一を次のように改める。

(別表) 一 削除

別表四中

浦和刑務所	浦和市
千葉刑務所	千葉市

千葉刑務所	千葉市
市原刑務所	市原市

に改め、同表旭川刑務所の項中

「北海道上川郡東鷹栖村」を「北海道上川郡東鷹栖町」に改める。

別表十二中

仙台入国管理事務所	仙台市
所釜石港出張所	釜石市

仙台入国管理事務所	仙台市
所釜石港出張所	釜石市

に、

東京入国管理事務所

新潟市

を

東京入国管理事務所	新潟市
所新潟港出張所	新潟市
東京入国管理事務所	直江津市
所直江津港出張所	直江津市

に、

名古屋入国管理事務所名古屋空港出張所

愛知県西春日井郡豊山村

を

名古屋入国管理事務所名古屋空港出張所

愛知県西春日井郡豊山村

に、

名古屋入国管理事務所	四日市市
所四日市港出張所	四日市市
名古屋入国管理事務所	高岡市
所伏木富山港出張所	高岡市

を

名古屋入国管理事務所	四日市市
所四日市港出張所	四日市市
名古屋入国管理事務所	富山市
所富山港出張所	富山市
名古屋入国管理事務所	高岡市
所伏木富山港出張所	高岡市

に、

福岡入国管理事務所

熊本県宇土郡三角町

を

福岡入国管理事務所	熊本県宇土郡三角町
所三角港出張所	熊本県宇土郡三角町
福岡入国管理事務所	水俣市
所水俣港出張所	水俣市

に改

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、別表四の改正規定中、旭川刑務所に係る部分は公布の日から、その他の部分は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

一、昭和四十二年及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「二十一万円」を「二十四万円」に、「百万円」を「百二十万円」に、「百四十万円」を「百六十八万円」に、「百八十二万円」を「百四十四万円」に、「百八十八万円」を「二百十六万円」に、「二百五十四万円」を「二百八十八万円」に改める。

第五十八条ノ五中「第六項」を「第七項」に改める。

第六十五条第二項中「員数ヲ四千八百円ニ乗ジタル金額」を「一人ニ付四千八百円」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

第二項ノ規定ニ拘ラズ増加恩給ヲ受クル者ノ妻ニ係ル同項ノ加給ノ金額ハ一万二千円トシ其ノ他ノ扶養家族ニ係ル同項ノ加給ノ金額ハ一人ニ限リ七千二百円トス

第七十五条第二項中「員数ヲ四千八百円ニ乗ジタル金額」を「一人ニ付四千八百円(扶養遺族ノ中一人ニ付テハ七千二百円)」に改める。

別表第一号表ノ二特別項症ノ項中「常ニ就床ヲ要シ且」を「心身障害ノ為自身身辺ノ日常生活活動ガ全ク不能ニシテ常時」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 両上肢又ハ両下肢ヲ全ク失ヒタルモノ

別表第一号表ノ二第一項症ノ項中「複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要ス」を「心身障害

ノ為自己身辺ノ日常生活活動ガ著シク妨ゲラレ
常時介護ヲ要スに改め、同項中第二号を削り、
第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第
六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号
の前に次の二号を加える。

四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ広汎
空洞型ニシテ結核菌ヲ大量且継続的ニ排出
シ常時高度ノ安静ヲ要スルモノ

五 呼吸困難ノ為換気機能検査モ実施シ得ザ
ルモノ

別表第一号表ノ二第二項症の項中第一号を削
り、第二号を第一号とし、第三号から第六号ま
でを一号ずつ繰り上げ、第七号の前に次の一号
を加える。

六 一上肢又ハ一下肢ヲ全ク失ヒタルモノ
別表第一号表ノ二第三項症の項中第二号を第
八号とし、第一号を第七号とし、同号の前に次
の六号を加える。

一 心身障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活
動ガ著シク妨ゲラルモノ
二 両眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ一・五メートル
以上ニテハ弁別シ得ザルモノ

三 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ非広
汎空洞型ニシテ結核菌ヲ継続的ニ排出シ常
時中等度ノ安静ヲ要スルモノ

四 呼吸機能ヲ高度ニ妨グルモノ
五 心臓ノ機能ノ著シキ障害ノ為家庭内ニ於
ケル日常生活活動ニ於テ心不全症状又ハ狭
心症症状ヲ来スモノ

六 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ著シ
ク妨グルモノ

別表第一号表ノ二第四項症の項中第一号を削
り、第二号を第一号とし、第三号を第二号と
し、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六
号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号
を第六号とする。

別表第一号表ノ二第五項症の項中第三号を第
八号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次

の四号を加える。

四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ不安
定非空洞型ニシテ病果ガ活動性ヲ有シ常時
軽度ノ安静ヲ要スルモノ

五 呼吸機能ヲ中等度ニ妨グルモノ
六 心臓ノ機能ノ中等度ノ障害ノ為社会生活
活動ニ於テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来
スモノ

七 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ中等
度ニ妨グルモノ

別表第一号表ノ二第五項症の項中第一号を第
二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 心身障害ノ為社会ニ於ケル日常生活活動
ガ著シク妨ゲラルモノ

別表第一号表ノ二第六項症の項中第一号を削
り、第二号を第一号とし、第三号から第六号ま
でを一号ずつ繰り上げ、同表中「肺結核其ノ他
政令ヲ以テ定ムル疾病ニ因ル不具廢疾ノ状態右
ニ掲グル各症項ニ該当スルヤ否ヤニ付必要ナル
査定基準ハ内閣總理大臣之ヲ定ム」を「レ線像ニ
示サレタル肺結核ノ病型ハ「日本結核病学会病
型分類」ニ依ル」に改める。

別表第一号表ノ三第三款症の項中「精神的又
ハ身体的作業能力ヲ軽度ニ妨グル」を「心身障害
ノ為社会ニ於ケル日常生活活動ガ中等度ニ妨グ
ラル」に改め、同項中第六号を第八号とし、第
五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第
三号の次に次の二号を加える。

四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ安定
非空洞型ナルモ再悪化ノ虞アル為経過観察
ヲ要スルモノ

五 呼吸機能ヲ軽度ニ妨グルモノ
別表第一号表ノ三「肺結核其ノ他政令ヲ以
テ定ムル疾病ニ因ル傷病ノ状態右ニ掲グル各
症款ニ該当スルヤ否ヤニ付必要ナル査定基準ハ
内閣總理大臣之ヲ定ム」を「レ線像ニ示サレタル
肺結核ノ病型ハ「日本結核病学会病型分類」ニ依
ル」に改める。

別表第二号表中「十分ノ五」を「十分ノ七」に、
「四〇六、〇〇〇円」を「四三六、〇〇〇円」に、
「三二九、〇〇〇円」を「三五三、〇〇〇円」に、
「二六四、〇〇〇円」を「二八三、〇〇〇円」に、
「一九九、〇〇〇円」を「二二四、〇〇〇円」に、
「一五四、〇〇〇円」を「一六六、〇〇〇円」に、
「一一八、〇〇〇円」を「一二六、〇〇〇円」に改
める。

別表第三号表中「四一一、〇〇〇円」を「四六
三、〇〇〇円」に、「三四一、〇〇〇円」を「三八
四、〇〇〇円」に、「二九一、〇〇〇円」を「三二
九、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「二七
一、〇〇〇円」に、「一九三、〇〇〇円」を「二一
七、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「六三六、八〇〇円」を「九二
二、一〇〇円」に、「五八五、六〇〇円」を「八四
七、九〇〇円」に、「五五九、九〇〇円」を「八
一〇、七〇〇円」に、「五三九、五〇〇円」を「七
八一、二〇〇円」に、「三七七、五〇〇円」を「五
四六、六〇〇円」に、「三五九、五〇〇円」を「五
二〇、六〇〇円」に、「三三三、四〇〇円」を「四
六八、三〇〇円」に、「二六二、九〇〇円」を「三
八〇、七〇〇円」に、「二五二、七〇〇円」を「三
六五、九〇〇円」に、「二三五、七〇〇円」を「三
四一、三〇〇円」に、「二二九、〇〇〇円」を「三
三一、六〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「三
二一、五〇〇円」に、「一九四、八〇〇円」を「二
八二、一〇〇円」に、「一七二、一〇〇円」を「二
四九、二〇〇円」に、「一六五、八〇〇円」を「二
四〇、一〇〇円」に、「一六一、四〇〇円」を「二
三三、七〇〇円」に、「一五七、六〇〇円」を「二
二八、二〇〇円」に、「一五三、七〇〇円」を「二
二二、六〇〇円」に、「一四七、七〇〇円」を「二
一三、九〇〇円」に、「一四一、八〇〇円」を「二〇
五、三〇〇円」に、「九三、四五七円」を「一三
五、三六一円」に、「二二九、八〇〇円」を「一八
八、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「六三六、八〇〇円」を「九二
二、一〇〇円」に、「五八五、六〇〇円」を「八四
七、九〇〇円」に、「五五九、九〇〇円」を「八
一〇、七〇〇円」に、「五三九、五〇〇円」を「七
八一、二〇〇円」に、「三七七、五〇〇円」を「五
四六、六〇〇円」に、「三五九、五〇〇円」を「五
二〇、六〇〇円」に、「三三三、四〇〇円」を「四
六八、三〇〇円」に、「二六二、九〇〇円」を「三
八〇、七〇〇円」に、「二五二、七〇〇円」を「三
六五、九〇〇円」に、「二三五、七〇〇円」を「三
四一、三〇〇円」に、「二二九、〇〇〇円」を「三
三一、六〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「三
二一、五〇〇円」に、「一九四、八〇〇円」を「二
八二、一〇〇円」に、「一七二、一〇〇円」を「二
四九、二〇〇円」に、「一六五、八〇〇円」を「二
四〇、一〇〇円」に、「一六一、四〇〇円」を「二
三三、七〇〇円」に、「一五七、六〇〇円」を「二
二八、二〇〇円」に、「一五三、七〇〇円」を「二
二二、六〇〇円」に、「一四七、七〇〇円」を「二
一三、九〇〇円」に、「一四一、八〇〇円」を「二〇
五、三〇〇円」に、「九三、四五七円」を「一三
五、三六一円」に、「二二九、八〇〇円」を「一八
八、〇〇〇円」に改める。

二、一〇〇円」に「五八五、六〇〇円」を「八四
七、九〇〇円」に、「五五九、九〇〇円」を「八
一〇、七〇〇円」に、「五三九、五〇〇円」を「七
八一、二〇〇円」に、「三七七、五〇〇円」を「五
四六、六〇〇円」に、「三五九、五〇〇円」を「五
二〇、六〇〇円」に、「三三三、四〇〇円」を「四
六八、三〇〇円」に、「二六二、九〇〇円」を「三
八〇、七〇〇円」に、「二五二、七〇〇円」を「三
六五、九〇〇円」に、「二三五、七〇〇円」を「三
四一、三〇〇円」に、「二二九、〇〇〇円」を「三
三一、六〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「三
二一、五〇〇円」に、「一九四、八〇〇円」を「二
八二、一〇〇円」に、「一七二、一〇〇円」を「二
四九、二〇〇円」に、「一六五、八〇〇円」を「二
四〇、一〇〇円」に、「一六一、四〇〇円」を「二
三三、七〇〇円」に、「一五七、六〇〇円」を「二
二八、二〇〇円」に、「一五三、七〇〇円」を「二
二二、六〇〇円」に、「一四七、七〇〇円」を「二
一三、九〇〇円」に、「一四一、八〇〇円」を「二〇
五、三〇〇円」に、「九三、四五七円」を「一三
五、三六一円」に、「二二九、八〇〇円」を「一八
八、〇〇〇円」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十
八年法律第百五十五号）の一部を次のように改
正する。

附則第十三条第一項中「六十五歳以上の者並
びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に
係る普通恩給又は扶助料については、当該法定
俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則
別表第六の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の
者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表
の第二欄に掲げる金額）を加えた額」を（普通
恩給又は扶助料でその基礎を職年に算入されて
いる實在職年の年数が普通恩給についての最長
恩給年限以上であるものについては、当該法定
俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第六の下
欄に掲げる金額）に改める。

附則第二十二條第一項中「改正後の恩給法別
表第一号表ノ三」を「恩給法等の一部を改正する

法律(昭和四十四年法律第 号)による改正後の恩給法別表第一号表ノ三に改め、「及び年齢の区分」を削り、同条第三項ただし書中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第二十二條の三中「四千八百円」を「一万二千円」に改める。

附則第三十條に次の二項を加える。

7 第一項(同項第三号を除く。)の規定は、未帰還公務員が同項第一号又は第二号に掲げる区分に従い退職したものとみなされた日後において帰国したとき、又は死亡したときは、第五項に規定する場合を除き、当該未帰還公

務員については、適用がなかつたものとみなす。この場合においては、昭和四十四年九月以前の期間の分として支給された普通恩給は、返還することを要しないものとする。

8 前項の未帰還公務員に係る普通恩給の年額は、第二項ただし書の規定に基づき昭和四十四年十月分以後の期間の分として支給された普通恩給があるときは、その支給された普通恩給の額の十五分の一に相当する額をその年額から控除した額とする。

附則別表第一を次のように改める。

階	級	仮 定 俸 給 年 額
大將		一、四一五、九〇〇円
中將		一、一八四、五〇〇円
少將		九二二、一〇〇円
大佐		七八一、二〇〇円
中佐		七三六、六〇〇円
少佐		五七九、六〇〇円
大尉		四六八、三〇〇円
中尉		三六五、九〇〇円
少尉		三二一、五〇〇円
准士官		二八二、一〇〇円
曹長又は上等兵曹		二二三、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹		二二二、六〇〇円
伍長又は二等兵曹		二二三、九〇〇円
兵		一八八、〇〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「八一、〇〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五を次のように改める。

附則別表第五

傷 病 の 程 度	年 額
第 一 款 症	一〇九、〇〇〇円
第 二 款 症	八三、〇〇〇円
第 三 款 症	六五、〇〇〇円
第 四 款 症	五七、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

仮 定 俸 給 年 額	金 額
一、四一五、九〇〇円	一、四六八、一〇〇円
一、一八四、五〇〇円	一、二一〇、五〇〇円
九二二、一〇〇円	九四五、四〇〇円
七八一、二〇〇円	八一〇、七〇〇円
七三六、六〇〇円	七七三、八〇〇円
五七九、六〇〇円	六〇一、二〇〇円
四六八、三〇〇円	五〇七、二〇〇円
三六五、九〇〇円	四〇〇、五〇〇円
三二一、五〇〇円	三四一、三〇〇円
二八二、一〇〇円	三二一、九〇〇円
二二三、七〇〇円	二五六、九〇〇円
二二二、六〇〇円	二四〇、一〇〇円
二二三、九〇〇円	二二三、七〇〇円
一八八、〇〇〇円	二二三、九〇〇円

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の見出しを「(元一般官公署職員)」に改め、同条第一項を次のように改める。

昭和二十八年八月十五日において元陸軍又は海軍の官署以外の官公署に勤務していた改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員で、政令で定める期間内に第四条第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員となつたもの(同条、第八号又は前条の規定の適用を受ける者を除く)については、その琉球諸島民政府職員を改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員として在職するものとみなす。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四年(厚生大臣の指定する疾病については、十二年とする。以下を削る。)(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)」

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「又は老齢者」を、老齢者又は傷病者」に改め、同条に次の一項を加える。

読み替へるものとする。

附則第八条第一項中「昭和四十一年十月分」を「昭和四十四年十月分」に、「六万円」を「九万六千円」に、「三万円」を「四万八千円」に改め、同条第二項中「前項の規定により年額を改定される」を、「前項の規定により年額を改定される」に改め、「改正後の法律第八十二号附則第三條の規定は前項の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料の年額について」を削り、同条第三項中「昭和四十一年九月三十日」を「昭和四十四年九月三十日」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第六条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五條第四項及び第五項中「十三万五千五百円」を「十四万四千八百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、附則第二十一條の規定は、公布の日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という)を除く。以下この条及び次条において同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十條第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という)を除く。以下同じ。))又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十四年十月分以降、その年額(扶助料にあつては、改正前の恩給法第七十五條第二項及び第三項の規定による加給の年額を除く)を、次の各号に掲げる年額に改定する。

一 次号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつて算出している俸給年額(六十五

歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十八号。以下「法律第四十八号」という。附則第二條第二項及び第三項の規定を適用しないとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額。以下同じ)にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。附則第二條第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつて算出している俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三 法律第八十二号附則第二條第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつて算出している俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

2 前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ)した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第四十八号附則第二條第四項又は第三條第一項の規定による普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

第三条 昭和三十五年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受ける者(前条第二項に規定する者を除く)については、昭和四十四年十月分以降、その年額(扶助料にあつては、改正前の恩給法第七十五條第二項及び第三項の規定による加給の年額を除く)を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する法令(以下「旧給与法令」という)がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた普通恩給又は扶助料について法律第八十二号附則第二條第一号、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)附則第二條第一号及び法律第四十八号附則第二條第一項第一号の規定を適用したとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改正する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない普通恩給又は扶助料を受ける者については、この改定を行なわない。

(公務員等恩給等に関する経過措置)

第四条 昭和四十四年九月三十日において現に増加恩給(第七項の増加恩給を除く。次項において同じ)を受けている者については、同年十月分以降、その年額(改正前の恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)に達しない者については、この改定を行なわれない。

2 昭和四十四年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第五条 昭和四十四年九月三十日において現に第七項の増加恩給を受けている者については、

通恩給又は扶助料を受けることとなるものの当該普通通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十四年十月から始めるものとする。

3 第一項の規定により改正後の特別措置法第十条の二第一項の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員（その者が死亡した場合にあつては、その遺族）で、昭和四十四年九月三十日において現に普通通恩給又は扶助料を受けているものについては、同年十月分以降、その年額を、同条第二項及び前条第二項の規定を適用して算出して得た年額に改定する。

第十五条 改正後の特別措置法第十条の二第一項の琉球諸島民政府職員又はその遺族については、これらの者が、昭和四十四年十月一日から起算して六月以内に、内閣総理大臣に対し申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「改正後の法律第百七十七号」といふ。）に基づき新たに給されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和四十四年十月から始めるものとする。

2 改正前の恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七号第三項の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十四年十月分以降、その扶助料を、同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

（改定年額の一部停止）

第十七条 附則第二条、第三条、第十一条、第十二条第二項及び第十四条第三項、前条第二項並びに改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第百二十一号）附則第八条の規定により年額を改定された普通通恩給（増加恩給又は傷病年金と併給される普通通恩給を除く。以下

下この条において同じ。）又は扶助料（妻又は子に給する扶助料を除く。以下同じ。）を受ける者の昭和四十四年十二月分までの普通通恩給又は扶助料については、その者の年齢（扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者の年齢。以下同じ。）が同年九月三十日において六十五歳以上である場合を除き、改定後の年額と改定前の年額との差額の三分の一を停止する。ただし、その者の年齢が、同年十月一日から同年十一月一日までの間に六十五歳に達した場合においては、同年十一月分及び十二月分、同年十一月一日から同年十二月分までの間に六十五歳に達した場合においては、同年十二月分については、この限りでない。

2 附則第十四条第二項又は前条第一項の規定により昭和四十四年十月から新たに給されることとなる普通通恩給又は扶助料を受ける者の同年十二月分までの普通通恩給又は扶助料については、その者の年齢が同年九月三十日において六十五歳以上である場合を除き、当該新たに給されることとなる普通通恩給又は扶助料の年額と当該普通通恩給又は扶助料が同年八月三十一日に給与事由が生じていたものとした場合の同年九月におけるその年額との差額の三分の一を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（職権改定）

第十八条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条、第九条、第十二条第二項、第十四条第三項及び第十六条第二項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十九条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給与事由の生じた普通通恩給についても適用する。
（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十條 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項（同法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十四年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額	
一三三、八〇〇円	一四九、四〇〇円	一三三、八〇〇円	一四九、四〇〇円
一二七、二〇〇円	一五三、五〇〇円	一二七、二〇〇円	一五三、五〇〇円
一三〇、二〇〇円	一五七、一〇〇円	一三〇、二〇〇円	一五七、一〇〇円
一三四、四〇〇円	一六二、二〇〇円	一三四、四〇〇円	一六二、二〇〇円
一三六、九〇〇円	一六五、二〇〇円	一三六、九〇〇円	一六五、二〇〇円
一四一、七〇〇円	一七一、〇〇〇円	一四一、七〇〇円	一七一、〇〇〇円
一四八、六〇〇円	一七九、三〇〇円	一四八、六〇〇円	一七九、三〇〇円
一五五、八〇〇円	一八八、〇〇〇円	一五五、八〇〇円	一八八、〇〇〇円
一六二、八〇〇円	一九六、五〇〇円	一六二、八〇〇円	一九六、五〇〇円
一七〇、二〇〇円	二〇五、三〇〇円	一七〇、二〇〇円	二〇五、三〇〇円
一七七、二〇〇円	二一三、九〇〇円	一七七、二〇〇円	二一三、九〇〇円
一八四、四〇〇円	二二一、六〇〇円	一八四、四〇〇円	二二一、六〇〇円
一八九、一〇〇円	二二八、二〇〇円	一八九、一〇〇円	二二八、二〇〇円
一九三、七〇〇円	二三三、七〇〇円	一九三、七〇〇円	二三三、七〇〇円
一九九、〇〇〇円	二四〇、一〇〇円	一九九、〇〇〇円	二四〇、一〇〇円
二〇六、五〇〇円	二四九、二〇〇円	二〇六、五〇〇円	二四九、二〇〇円
二二二、九〇〇円	二五六、九〇〇円	二二二、九〇〇円	二五六、九〇〇円
二二九、〇〇〇円	二六四、三〇〇円	二二九、〇〇〇円	二六四、三〇〇円
二三六、三〇〇円	二七三、一〇〇円	二三六、三〇〇円	二七三、一〇〇円

（総理府設置法の一部改正）
第二十一条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中恩給審議会の項を削る。
附則第四項中「及び恩給審議会を削る。」

二二三、八〇〇円	二八二、一〇〇円
二四一、八〇〇円	二九一、八〇〇円
二五〇、〇〇〇円	三〇一、六〇〇円
二六〇、二〇〇円	三一二、九〇〇円
二六六、四〇〇円	三二一、五〇〇円
二七四、八〇〇円	三三一、六〇〇円
二八二、八〇〇円	三四一、三〇〇円
二九九、〇〇〇円	三六〇、八〇〇円
三〇三、二〇〇円	三六五、九〇〇円
三一五、五〇〇円	三八〇、七〇〇円
三三一、九〇〇円	四〇〇、五〇〇円
三五〇、〇〇〇円	四二二、四〇〇円
三五九、三〇〇円	四三三、五〇〇円
三六八、〇〇〇円	四四四、一〇〇円
三八〇、八〇〇円	四五九、五〇〇円
三八八、一〇〇円	四六八、三〇〇円
四〇九、七〇〇円	四九四、三〇〇円
四二〇、四〇〇円	五〇七、二〇〇円
四三一、四〇〇円	五二〇、六〇〇円
四五三、〇〇〇円	五四六、六〇〇円
四七四、七〇〇円	五七二、八〇〇円
四八〇、四〇〇円	五七九、六〇〇円
四九八、二〇〇円	六〇一、二〇〇円
五二三、七〇〇円	六三一、九〇〇円
五四八、九〇〇円	六六二、三〇〇円
五六四、五〇〇円	六八一、一〇〇円

五七九、七〇〇円	六九九、五〇〇円
六一〇、四〇〇円	七三六、六〇〇円
六四一、三〇〇円	七七三、八〇〇円
六四七、四〇〇円	七八一、二〇〇円
六七一、九〇〇円	八一〇、七〇〇円
七〇二、七〇〇円	八四七、九〇〇円
七三三、六〇〇円	八八五、二〇〇円
七六四、二〇〇円	九二二、一〇〇円
七八三、五〇〇円	九四五、四〇〇円
八〇四、一〇〇円	九七〇、三〇〇円
八四三、八〇〇円	一、〇一八、二〇〇円
八八三、九〇〇円	一、〇六六、六〇〇円
九〇四、一〇〇円	一、〇九〇、九〇〇円
九二三、六〇〇円	一、一四、五〇〇円
九六三、四〇〇円	一、一六二、五〇〇円
九八一、六〇〇円	一、一八四、五〇〇円
一、〇三三、二〇〇円	一、二一〇、五〇〇円
一、〇四三、〇〇〇円	一、二五八、六〇〇円
一、〇八六、四〇〇円	一、三一〇、九〇〇円
一、一〇八、七〇〇円	一、三三七、八〇〇円
一、一二九、八〇〇円	一、三六三、三〇〇円
一、一五二、〇〇〇円	一、三九〇、一〇〇円
一、一七三、四〇〇円	一、四一五、九〇〇円
一、二一六、七〇〇円	一、四六八、一〇〇円
一、二六〇、〇〇〇円	一、五二〇、四〇〇円
一、二八一、四〇〇円	一、五四六、二〇〇円

一、三〇三、四〇〇円 — 一、五七二、八〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、三〇三、四〇〇円をこえる場合においては、その年額に百二十分の百四十四・八を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第二

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	三六六、七〇〇円	四四二、五〇〇円
	四三八、五〇〇円	五二九、一〇〇円
	五一〇、二〇〇円	六一五、七〇〇円
	五九〇、五〇〇円	七二二、六〇〇円
	六七〇、九〇〇円	八〇九、六〇〇円
	七五一、七〇〇円	九〇七、〇〇〇円
	八三二、一〇〇円	一、〇〇四、〇〇〇円
	九二二、四〇〇円	一、一〇〇、九〇〇円
	一、〇八八、四〇〇円	一、三三三、三〇〇円
	一、一三五、七〇〇円	一、三七〇、四〇〇円
(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	一、一七九、五〇〇円	一、四二三、二〇〇円
	一、二四三、九〇〇円	一、五〇一、〇〇〇円
	一、三三三、六〇〇円	一、五九七、一〇〇円
	一、四三四、〇〇〇円	一、七三〇、四〇〇円
	一、五〇七、六〇〇円	一、八一九、一〇〇円
	一、六一七、八〇〇円	一、九五二、二〇〇円
	二、〇二二、二〇〇円	二、四四〇、二〇〇円

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
二六六、五〇〇円	三三二、六〇〇円

二八三、〇〇〇円	三四一、四〇〇円
二九九、四〇〇円	三六一、三〇〇円
三三一、八〇〇円	四〇〇、四〇〇円
三四九、四〇〇円	四二二、七〇〇円
三八九、三〇〇円	四六九、七〇〇円
四二七、七〇〇円	五一六、一〇〇円
四七四、六〇〇円	五七二、七〇〇円
四九〇、三〇〇円	五九一、七〇〇円
五五〇、七〇〇円	六六四、五〇〇円
五八九、八〇〇円	七一、七〇〇円
六七〇、六〇〇円	八〇九、一〇〇円
七二九、四〇〇円	八八〇、一〇〇円
七四三、五〇〇円	八九七、二〇〇円
八〇四、八〇〇円	九七一、二〇〇円
八九七、八〇〇円	一、〇八三、四〇〇円
九六三、八〇〇円	一、一六三、〇〇〇円
一、〇四四、〇〇〇円	一、二五九、八〇〇円
一、一三一、六〇〇円	一、三六五、五〇〇円
一、二一九、二〇〇円	一、四七一、二〇〇円
一、三〇七、三〇〇円	一、五七七、五〇〇円
一、三三三、六〇〇円	一、五九七、一〇〇円
一、四三四、〇〇〇円	一、七三〇、四〇〇円
一、五〇七、六〇〇円	一、八一九、一〇〇円
一、六一七、八〇〇円	一、九五二、二〇〇円
二、〇二二、二〇〇円	二、四四〇、二〇〇円

替えるものとする。

2 第一条第六項及び第一条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第一項又は前項において準用する第一条の二第二項の規定により年金額を改定された年金のうち、退職年金又は遺族年金（妻、子又は孫に係るものを除く。）で六十五歳未満の者に係るものについては、昭和四十四年十二月分（これらの年金を受ける者が同年十一月三十日までに六十五歳に達した場合には、その達した日の属する月分）までは、改定年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間又は旧長期組合員期間に

対応する部分の金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

4 前三項の規定は、前条第六項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける年金の額の改定及び第二項又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用について準用する。

別表第一の三

用について準用する。

第五条第一項中「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「次項」の下に「及び次条第二項」を加え、同条第五項中「前条第三項」を「第四条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を前条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、第四条の二第一項後段の規定を準用する。

2 前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の二第二項、第三項及び第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第七条中「第五条まで」を「第五条の二まで」に、「第三条」を「第三条の二」に、「第四条及び第五条」を「第四条から第五条の二まで」に改める。

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の二の仮定俸給	仮定俸給
一〇、三三〇円	一一、四五〇円
一〇、六〇〇	一一、七九〇
一〇、八五〇	一二、〇九〇
一一、二〇〇	一二、五二〇
一一、四一〇	一二、七七〇
一一、八一〇	一四、二五〇
一二、三八〇	一四、九四〇
一二、九八〇	一五、六七〇
一三、五七〇	一六、三八〇

一四、一八〇	一七、一一〇
一四、七七〇	一七、八三〇
一五、三七〇	一八、五五〇
一五、七六〇	一九、〇二〇
一六、一四〇	一九、四八〇
一六、五八〇	二〇、〇一〇
一七、二一〇	二〇、七七〇
一七、七四〇	二一、四一〇
一八、二五〇	二二、〇三〇
一八、八六〇	二二、七六〇
一九、四八〇	二三、五一〇
二〇、一五〇	二四、三二〇
二〇、八三〇	二五、一三〇
二一、六八〇	二六、一六〇
二二、二二〇	二六、七九〇
二二、九〇〇	二七、六三〇
二三、五七〇	二八、四四〇
二四、九二〇	三〇、〇七〇
二五、二七〇	三〇、四九〇
二六、二九〇	三一、七三〇
二七、六六〇	三三、三八〇
二九、一七〇	三五、二〇〇
二九、九四〇	三六、一三〇
三〇、六七〇	三七、〇一〇
三一、七三〇	三八、二九〇
三二、三四〇	三九、〇三〇
三四、一四〇	四一、一九〇
三五、〇三〇	四二、二七〇
三五、九五〇	四三、三八〇
三七、七五〇	四五、五五〇
三九、五六〇	四七、七三〇
四〇、〇三〇	四八、三〇〇
四一、五二〇	五〇、一〇〇
四三、六四〇	五二、六六〇
四五、七四〇	五五、一九〇
四七、〇四〇	五八、二九〇
四八、三一〇	

五〇、八七〇	六一、三八〇
五三、四四〇	六四、四八〇
五三、九五〇	六五、一〇〇
五五、九六〇	六七、五六〇
五八、五六〇	七〇、六六〇
六一、一三〇	七三、七七〇
六三、六八〇	七六、八四〇
六五、二九〇	七八、七八〇
六七、〇一〇	八〇、八六〇
七〇、三二〇	八四、八五〇
七三、六六〇	八八、八八〇
七五、三四〇	九〇、九一〇
七六、九七〇	九二、八八〇
八〇、二八〇	九六、八八〇
八一、八〇〇	九八、七一〇
八三、六〇〇	一〇〇、八八〇
八六、九二〇	一〇四、八八〇
九〇、五三〇	一〇九、二四〇
九二、三九〇	一一一、四八〇
九四、一五〇	一一三、六一〇
九六、〇〇〇	一一五、八四〇
九七、七八〇	一一七、九九〇
一〇一、三九〇	一二二、三四〇
一〇五、〇〇〇	一二六、七〇〇
一〇六、七八〇	一二八、八五〇
一〇八、六二〇	一三一、〇七〇

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の二の仮定俸給の額が一〇、三二〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一二〇分の一四四・八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の二の次に次の一表を加える。

別表第三の三

別表第一の三の下欄に掲げる仮定俸給	率
七六、八四〇円以上のもの	一一・六割

七〇、六六〇円をこえ七六、八四〇円未満のもの	一二・三割
六七、五六〇円をこえ七〇、六六〇円未満のもの	一二・〇割
六五、一〇〇円をこえ六七、五六〇円未満のもの	一二・二割
四五、五五〇円をこえ六五、一〇〇円未満のもの	一二・四割
四三、三八〇円をこえ四五、五五〇円未満のもの	一二・五割
三九、〇三〇円をこえ四三、三八〇円未満のもの	一二・五割
三一、七三〇円をこえ三九、〇三〇円未満のもの	一二・五割
二八、四四〇円をこえ三一、七三〇円未満のもの	一二・五割
二七、六三〇円をこえ二八、四四〇円未満のもの	一二・五割
二六、七九〇円をこえ二七、六三〇円未満のもの	一二・五割
二三、五一〇円をこえ二六、七九〇円未満のもの	一二・五割
二〇、七七〇円をこえ二三、五一〇円未満のもの	一二・五割
一九、四八〇円をこえ二〇、七七〇円未満のもの	一二・五割
一八、五五〇円をこえ一九、四八〇円未満のもの	一二・五割
一七、八三〇円をこえ一八、五五〇円未満のもの	一二・五割
一七、一一〇円をこえ一七、八三〇円未満のもの	一二・五割
一七、一一〇円以下のもの	一二・五割

別表第四の二の次に次の一表を加える。

別表第四の三

障害の等級	年金額
一級	四三六、〇〇〇円
二級	三五三、〇〇〇円
三級	二八三、〇〇〇円
四級	二一四、〇〇〇円
五級	一六六、〇〇〇円
六級	一二六、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二一四、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二四八、五〇〇円」と読み替へるものとする。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法

律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第百条第三項中「十一万円」を「十五万円」に改

める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項中「二十二万円」を「二十四万円」に、「百万円」を「百二十万円」に改める。

第三十三条中「九万九千三百五十八円」を「十一万四千二百円」に改め、「四千八百円」の下に「(そのうち一人については、七千二百円)」を加える。

別表中「三八九、四〇〇円」を「四二〇、一二〇円」に、「二五九、四〇〇円」を「二八一、一二〇円」に、「一七八、四〇〇円」を「一九三、一二〇円」に改め、同表の備考三中「場合」は、「の下に「次号イに掲げる者については二万二千円、同号ロ又はハに掲げる者については」を、「四千八百円」の下に「(そのうち一人については、七千二百円)」を加える。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び昭和四十三年度」を「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十一月一日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条第三項の規定は、昭和四十四年十一月分以後の掛金について適用し、同年十

月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(多額所得による退職年金の停止等の経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十五条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事由が生じた退職年金についても、昭和四十四年十月分以後適用する。この場合において、その退職年金の支給額は、第一条の規定による改正後の昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四条の二又は第五条の二の規定による改定前の退職年金について第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。

2 改正後の施行法第三十三条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び別表の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和四十四年十月分以後適用する。

第四条 改正後の施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項各号に掲げる者及び同法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。以下「更新組合員等」という。)が施行日前に退職した場合において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。次項及び附則第六条において「昭和四十四年法律第 号」という。)第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第

六条及び改正後の施行法の規定を適用するとし、たならば退職年金、減額退職年金又は廃疾年金の額が増加することとなるときは、昭和四十四年十月分からその者のこれらの年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、昭和四十四年法律第 号

第二条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。次条において「改正後の法律第五十五号」という。)附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

(未帰還更新組合員期間のある者に関する経過措置)

第五条 前条の規定は、更新組合員等が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、改正後の法律第五十五号附則第三十条及び改正後の施行法の規定を適用するとし、たならば退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「その者」とあるのは、「その者又はその遺族」と読み替えるものとする。

第六条 更新組合員等が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十四年法律第 号(琉球諸島民政府職員期間のある者に関する経過措置)

第三条の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号。第三項において「改正後の法律第五十六号」という。)

第十條の二及び昭和四十四年法律第 号附則第十三条第二項並びに改正後の施行法の規定を適用するとし、たならば、退職年金若しくは遺族年金を支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十月分から、

その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、附則第四条第二項の規定を準用する。

2 前項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、国家公務員共済組合法(以下「新法」という。)

若しくは国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次条において「施行法」という。)の規定による退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)の支給を受けた者(新法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)

又はその遺族である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額(同条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。))の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

3 前二項に定めるもののほか、改正後の法律第百五十六号第十條の二第一項の琉球諸島民政府職員の期間を有する更新組合員等又はその遺族に対する同条及び昭和四十四年法律第 号附則第十三条第二項並びに改正後の施行法の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(長期在職者の退職年金等の額の最低保障)

第七條 組合員又は更新組合員等が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金のうち退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短期間年限に満たない場合は、この限りでない。

一 新法の規定による退職年金又は廃疾年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。） 九万六千円
二 新法の規定による遺族年金（施行法の規定により遺族年金とみなされる年金を含む。） 四万八千円

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、元満州拓殖公社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願（第五五八号）
二、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願（第五九一號）
三、傷病恩給給付等差の判定基準等に関する請願（第五九八号）
四、総定員法制定反対等に関する請願（第六六四号）

第五五八号 昭和四十四年二月八日受理
元満州拓殖公社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願
諸願者 東京都豊島区東鴨七ノ一、八五五
全国炭酸石灰肥料組合連合会内満
拓会内 坪上貞二
紹介議員 徳永 正利君
元満州拓殖公社員であつた公務員等（約五百名）に

第五九一號 昭和四十四年二月十日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願
諸願者 京都市左京区吉田神楽岡町一七四
西村隆
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第六六四号 昭和四十四年二月十三日受理
総定員法制定反対等に関する請願
諸願者 石川県金沢市泉野出町一五 宮川
博一 外二百四名
紹介議員 岩間 正明君
「総定員法」の制定等には反対であり、左記事項の実現を図りたい。
一、「総定員法」の制定をやめ、国家公務員の定員については、行政組織法、各省設置法による「定員規制」を存続させること。

第五九八号 昭和四十四年二月十二日受理
傷病恩給給付等差の判定基準等に関する請願
諸願者 京都府久世郡城陽町国立京都療養所内 加藤一二外六十五名
紹介議員 林田悠紀夫君
戦傷病者に対する処遇を改善するため、今次恩給法改正に際し左記事項の実現を図りたい。
一、視覚障害に関する格下げは絶対に避けるよう、明確な国家補償の精神に立脚したあたためた予算措置を講ずること。
二、傷病恩給給付等差の判定は、常に障害のすべをいささかもれなく正確に評価すること。（昭和四十二年傷病恩給給付等差調査報告書第8 肺結核⑤の②の項はぜひ撤廃すること）
三、職務関連の傷病者に対し、すみやかに傷病恩給を支給すること。

今日の日主主義日本誕生のすて石となつた私たちが戦傷病者の処遇に関しては、残念ながらもなお日主主義の少くなく谷間に取り残されたままであると言つてもよく、生活に唯一のたよりである恩給制度もまた、これまでのような小さきみ手直しの程度では、物価の高率上昇を続ける現在、人間らしい生活を知るにはとうていほど遠いものである。

理由
満州拓殖公社は、昭和十二年八月三十一日、日滿両国政府間の議定書に基づき、しかも両国合弁出資によつて設立された特殊な公社であつた。また、その使命とする業務は日本政府の強力な指導のもとに、日本人開拓者を満蒙の未開地へ入植させ、同地を食糧基地とするため増産を図ることであり、当時の情勢はすみやかにこの大事業を達成することが急務であつたので、各種技術者、事務経験者その他あらゆる人材を要請しなければならなかつたため、日本政府から都道府県等に対して土木及び農業関係技術者その他一般事務系統の県職員等を満州国へ派遣するよう勧奨した結果、農林省、拓務省をはじめとし各都道府県から多数の職員が満州拓殖公社として入社した。終戦後これらの者は、それぞれ元勤務した都道府県職員あるいは国家公務員として就職し現在に至つてゐる。旧満鉄社員等が恩給法等の特例制定により恩恵を受けてゐる以上、実質的に日本政府の公務員となんら異なるところのなかつた元満鉄公社員に対しては同様の措置を講ずるのは当然である。

理由
今日の民主主義日本誕生のすて石となつた私たちが戦傷病者の処遇に関しては、残念ながらもなお日主主義の少くなく谷間に取り残されたままであると言つてもよく、生活に唯一のたよりである恩給制度もまた、これまでのような小さきみ手直しの程度では、物価の高率上昇を続ける現在、人間らしい生活を知るにはとうていほど遠いものである。

理由
一、「総定員法案」は、行政機関の職員数の最高限度を法定するのみで、それ以下に総定員を定める権限を内閣がもつこととなり、国公法七八条による分限免職を法律による定員改廃によらず内閣の決定だけで行ない、身分保障をまつた空文化するものである。また、各省間の配分を法律によらず内閣で行なうことは国会の審議権をせばめるだけでなく、反動的機構改革の強行と結びつく定員再配分を閣議で行ない、分限免職をも行ないうる法制的根拠をもち、大幅な人員整理、不当配転、職種転換、退職強要等を強制する法制的根拠を与えるものである。
二、政府の三年間五パーセント二万六千二百六十名の定員削減の決定は、労働省一省を廃止するに等しい定員削減であり、国家公務員労働者の生活権と労働権をうばう事実上の首切りといつその労働強化、不当な一方的配置転換を強要するものである。同時にそれは、行政の反動化、行政機構の反動的再編成（例えば労働基準行政機構の反動的再編、社会保障の公社化等）と結びついておし進められてゐる。

理由
一、「総定員法案」は、行政機関の職員数の最高限度を法定するのみで、それ以下に総定員を定める権限を内閣がもつこととなり、国公法七八条による分限免職を法律による定員改廃によらず内閣の決定だけで行ない、身分保障をまつた空文化するものである。また、各省間の配分を法律によらず内閣で行なうことは国会の審議権をせばめるだけでなく、反動的機構改革の強行と結びつく定員再配分を閣議で行ない、分限免職をも行ないうる法制的根拠をもち、大幅な人員整理、不当配転、職種転換、退職強要等を強制する法制的根拠を与えるものである。
二、政府の三年間五パーセント二万六千二百六十名の定員削減の決定は、労働省一省を廃止するに等しい定員削減であり、国家公務員労働者の生活権と労働権をうばう事実上の首切りといつその労働強化、不当な一方的配置転換を強要するものである。同時にそれは、行政の反動化、行政機構の反動的再編成（例えば労働基準行政機構の反動的再編、社会保障の公社化等）と結びついておし進められてゐる。

理由
一、「総定員法案」は、行政機関の職員数の最高限度を法定するのみで、それ以下に総定員を定める権限を内閣がもつこととなり、国公法七八条による分限免職を法律による定員改廃によらず内閣の決定だけで行ない、身分保障をまつた空文化するものである。また、各省間の配分を法律によらず内閣で行なうことは国会の審議権をせばめるだけでなく、反動的機構改革の強行と結びつく定員再配分を閣議で行ない、分限免職をも行ないうる法制的根拠をもち、大幅な人員整理、不当配転、職種転換、退職強要等を強制する法制的根拠を与えるものである。
二、政府の三年間五パーセント二万六千二百六十名の定員削減の決定は、労働省一省を廃止するに等しい定員削減であり、国家公務員労働者の生活権と労働権をうばう事実上の首切りといつその労働強化、不当な一方的配置転換を強要するものである。同時にそれは、行政の反動化、行政機構の反動的再編成（例えば労働基準行政機構の反動的再編、社会保障の公社化等）と結びついておし進められてゐる。

理由
一、「総定員法案」は、行政機関の職員数の最高限度を法定するのみで、それ以下に総定員を定める権限を内閣がもつこととなり、国公法七八条による分限免職を法律による定員改廃によらず内閣の決定だけで行ない、身分保障をまつた空文化するものである。また、各省間の配分を法律によらず内閣で行なうことは国会の審議権をせばめるだけでなく、反動的機構改革の強行と結びつく定員再配分を閣議で行ない、分限免職をも行ないうる法制的根拠をもち、大幅な人員整理、不当配転、職種転換、退職強要等を強制する法制的根拠を与えるものである。
二、政府の三年間五パーセント二万六千二百六十名の定員削減の決定は、労働省一省を廃止するに等しい定員削減であり、国家公務員労働者の生活権と労働権をうばう事実上の首切りといつその労働強化、不当な一方的配置転換を強要するものである。同時にそれは、行政の反動化、行政機構の反動的再編成（例えば労働基準行政機構の反動的再編、社会保障の公社化等）と結びついておし進められてゐる。

理由
一、「総定員法案」は、行政機関の職員数の最高限度を法定するのみで、それ以下に総定員を定める権限を内閣がもつこととなり、国公法七八条による分限免職を法律による定員改廃によらず内閣の決定だけで行ない、身分保障をまつた空文化するものである。また、各省間の配分を法律によらず内閣で行なうことは国会の審議権をせばめるだけでなく、反動的機構改革の強行と結びつく定員再配分を閣議で行ない、分限免職をも行ないうる法制的根拠をもち、大幅な人員整理、不当配転、職種転換、退職強要等を強制する法制的根拠を与えるものである。
二、政府の三年間五パーセント二万六千二百六十名の定員削減の決定は、労働省一省を廃止するに等しい定員削減であり、国家公務員労働者の生活権と労働権をうばう事実上の首切りといつその労働強化、不当な一方的配置転換を強要するものである。同時にそれは、行政の反動化、行政機構の反動的再編成（例えば労働基準行政機構の反動的再編、社会保障の公社化等）と結びついておし進められてゐる。

二、政府の決定した三年間五パーセントの定員削減計画をやめ、定員削減の措置を直ちにとりやめること。
三、政府が強行しようとしている反動的な行政機構改革（労働基準行政機構の反動的再編、社会保障の公社化等）には反対であるから、これをとりやめること。

理由
一、「総定員法案」は、行政機関の職員数の最高限度を法定するのみで、それ以下に総定員を定める権限を内閣がもつこととなり、国公法七八条による分限免職を法律による定員改廃によらず内閣の決定だけで行ない、身分保障をまつた空文化するものである。また、各省間の配分を法律によらず内閣で行なうことは国会の審議権をせばめるだけでなく、反動的機構改革の強行と結びつく定員再配分を閣議で行ない、分限免職をも行ないうる法制的根拠をもち、大幅な人員整理、不当配転、職種転換、退職強要等を強制する法制的根拠を与えるものである。
二、政府の三年間五パーセント二万六千二百六十名の定員削減の決定は、労働省一省を廃止するに等しい定員削減であり、国家公務員労働者の生活権と労働権をうばう事実上の首切りといつその労働強化、不当な一方的配置転換を強要するものである。同時にそれは、行政の反動化、行政機構の反動的再編成（例えば労働基準行政機構の反動的再編、社会保障の公社化等）と結びついておし進められてゐる。

第三号中正誤
ベ 段 行 誤
ニ 二 三 審 審 査 正

昭和四十四年三月一日印刷

昭和四十四年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局